

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料の成分規格を定めることができることとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

このうち、農薬の成分である物質については、省令別表第 1 の 1 の（１）のセ及びソにおいて、飼料の原料に含まれてはならない量（以下「飼料に含まれる農薬の残留基準」という。）が定められており、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や飼料中の農薬の残留試験の結果等を踏まえて、順次見直しを行っている。

2 改正の概要

省令別表第 1 の 1 の（１）のセに掲げる農薬の成分である物質のうち、アセフェート及びフェントエートについて、飼料に含まれる農薬の残留基準を以下のとおり改正する。

なお、本改正案については農業資材審議会に意見を聴き、アセフェートは令和 8 年 1 月に、フェントエートは同年 3 月に、それぞれ適当である旨の答申を得ている。

（１）アセフェート

飼料の原料	基準値（mg/kg） （規制対象物質：アセフェート及びメタミドホス）	
	見直し前	見直し後※
とうもろこし	<u>0.5</u>	<u>0.3</u>
牧草	<u>3</u>	<u>0.4</u>

・下線部は改正部分。

・※アセフェート及びメタミドホスをアセフェートに換算したものの和。

（２）フェントエート

飼料の原料	基準値（mg/kg） （規制対象物質：フェントエート）	
	見直し前	見直し後
えん麦	0.4	0.4
大麦	0.4	0.4

飼料の原料	基準値 (mg/kg) (規制対象物質：フェントエート)	
	見直し前	見直し後
小麦	<u>0.4</u>	<u>0.5</u>
とうもろこし	0.4	0.4
マイロ	0.4	0.4
ライ麦	0.4	0.4

・ 下線部は改正部分。

3 施行期日

(1) アセフェート

環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ協定）第 7.13 条（透明性）12 の規定により、最終的な衛生植物検疫措置を公表する日と当該衛生植物検疫措置を実施する日との間に 6 か月を超える期間を置くべきとされている（貿易を円滑にする性格のものである場合を除く。）ことから、改正前よりも飼料に含まれる農薬の残留基準が低くなることを踏まえ、貿易への影響を考慮し、公布後 6 か月を経過した日から施行する。

(2) フェントエートについて

公布の日から施行する。